

令和7年度第1回青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会 開催概要

1 開催日時 令和8年1月20日（火）午前10時00分～午前10時50分

2 開催場所 青森県共同ビル1階大会議室

3 出席者

(1) 委員

工藤 英明、 本田 秀明、 石岡 勇一、 石田 徹、 木村 敏賢

(2) 事務局

事務局長 小鹿 継仁、 総務課長 杉山 潔、 会計課長 藤本 澄、
業務課長 溝口 喜良子、 総務課総務管理チームリーダー 奥沢 淳、
業務課資格管理チームリーダー 小山 美穂、 業務課給付チームリーダー 大久保 広子、
業務課保健事業推進チームリーダー 工藤 俊一、 総務課総務管理チーム主任 石澤 徳整

4 欠席者

委員 長根 祐子、 外崎 れい子、 齋藤 吉春、 村上 淳一、 河原木 智、 舘田 満良、
松橋 泰彰

5 次第

(1) 事務局長あいさつ

(2) 組織会

(3) 議事

ア【案件1】後期高齢者医療保険料の改訂について

イ【案件2】後期高齢者医療制度における令和8年8月以降の資格確認書の職権交付について

(3) 閉会

6 概要

(1) 事務局長あいさつ

事務局長から開会にあたってのあいさつを行った。

(2) 組織会

「青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会設置要綱」第5条の規定に従い、委員の互選により座長は 工藤 英明 委員、座長代理は、外崎 れい子 委員に決定した。

(3) 議事

委員から次の2題の案件について意見を頂戴し、後期高齢者医療制度の運営に生かすこととした。

ア 【案件1】後期高齢者医療保険料の改訂について

(資料1を用いて事務局から説明した。以下、委員からの質疑・意見)

【委員 A（被保険者）】

基金を 45 億円繰入しているが基本的な考え方について伺いたい。

→【事務局】

残額が 52 億円あり、1 割分を残して、9 割を投入することとした。

【委員 B（学識経験を有する者）】

資料の 3 ページ目、「介護予防の一体的実施に係る費用」について、「事業に従事する医療専門職の配置等に要する費用等」との説明記載であり、算定式として「{38 市町村×6,200 千円+2 市町村×12,400 千円+87 圏域×（4,500 千円+600 千円）}×1.10×2 年」との記載であるが、「38 市町村×6,200 千円+2 市町村×12,400 千円」というのは人件費に対応しているということか。

→【事務局】

その通りである。

なお、こちらの事業に関しては国からの財源補助もあり、これを活用して実施しているところである。

人件費に関しては、各市町村において当事業を実施する際、『圏域数』による枠組みがあり、圏域数が 11 ある市町村については、2 人分の保健師の人件費が、11 未満の市町村は 1 人分の保健師の人件費が割り当てられる仕組みとなっている。

県内では青森市と八戸市が 11 圏域以上であり、12,400 千円の上限額を適用している。

【委員 C（学識経験を有する者）】

資料の 2 ページ目、「3 保険料率算定に係る基本的考え方《前回との比較》」に関して、全体的に額自体は増えている一方、前年度からの伸び率は減少傾向であるが、この要因はどのようなものか。

→【事務局】

高齢化の進展により被保険者数は増加していくものの、団塊世代の後期高齢者医療被保険者への移行が今年度で終了し、被保険者数の伸び率は逡減して行くものである。

団塊ジュニア世代が 75 歳に到達する 2040 年頃までは、被保険者数は増加していくものと思われる。

イ 【案件 2】後期高齢者医療制度における令和 8 年 8 月以降の資格確認書の職権交付について（資料 2 を用いて事務局から説明した外、以下の補足説明により、委員から意見を伺った）

【事務局】（補足説明）

厚生労働省の案としては、後期高齢者は新たな機器の取り扱いに不慣れである等の理由から、85 歳以上はマイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を職権交付することとし、84 歳以下は、マイナ保険証を直近 1 年間に於いて 6 回以上利用し、かつ直近 3 か月における利用実績がある方を資格確認書の職権交付の対象外とするとのことであるが、広域連合としては、掛か

る費用の増加に加え、問合せや対象者の選別作業など業務が煩雑になることを懸念している。

→【委員 D（保険者団体職員）】

当保険者団体においても被保険者 4,000 万人の内 1,200 万人程に資格確認書を送付したが、その際も「あの人には送付されたが、私には送付されてきていない」等の問合せが多数あった。

問い合わせをする方の大半は、資格確認書の交付を希望されている方であるため、問い合わせの際には、交付の申請の流れについても併せて説明しなければならず、事務的な負担はそれなりに生じていた。

ただし、資格確認書の有効期間が後期高齢者医療制度と異なり 5 年間と長期であるため、ある程度負担は分散されていたと思われるが、1 年間の有効期間である後期高齢者医療保険の資格確認書の場合は、対象者数の多さも相まって、事務的負担は相当なものになると思われる。

→【委員 E（保険者団体職員）】

後期高齢者医療保険の資格確認書は、全被保険者に一括で職権交付をしてきたため、マイナ保険証の利用率が下がっているのではないかと感じており、全被保険者一律の職権交付自体に疑義を感じている。

当保険者団体においても、マイナ保険証の保有の有無の確認だけでも事務負担となっているのに、受診回数での選別作業も加わるとなると、かなりの事務的負担になると思われる。